

## 意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p data-bbox="355 351 612 387">第3章 運航基準</p> <p data-bbox="373 400 794 481">第1節 装備移転航空機の運航基準</p> <p data-bbox="256 495 804 1008">第1 装備移転航空機管理番号の表示 製造者は、装備移転航空機（航空法第2条第1項に規定する航空機に限る。以下この節において同じ。）を出発させる場合には、当該装備移転航空機に付与された装備移転航空機管理番号（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）<u>第87条の12第1項</u>に規定する装備移転航空機管理番号をいう。第2節第1において同じ。）を表示しなければならない。</p> <p data-bbox="256 1021 448 1057">第2 乗組員 製造者は、装備移転航空機を出発させる場合には、当該装備移転航空機の型式、運航の目的等に応じて、必要な技能を有する航空従事者（<u>第4章の技能基準に適合する者に限る。以下この章において同じ。</u>）を必要な人数乗り組ませなければならない。</p> <p data-bbox="256 1070 804 1391">第3 飛行計画 機長は、自衛隊の飛行場から飛行する場合において航空法第97条第1項又は第2項の規定により国土交通大臣に飛行計画を通報するときは、これを<u>当該飛行場の管理者（飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）第17条第1項に規定する管理者をいう。この節の第7及び第2節第3において同じ。）</u>にも通報しなければならない。</p>	<p data-bbox="922 351 1179 387">第3章 運航基準</p> <p data-bbox="940 400 1361 481">第1節 装備移転航空機の運航基準</p> <p data-bbox="831 495 1378 1008">第1 装備移転航空機管理番号の表示 製造者は、装備移転航空機（航空法第2条第1項に規定する航空機に限る。以下この節において同じ。）を出発させる場合には、当該装備移転航空機に付与された装備移転航空機管理番号（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）<u>第87条の12</u>に規定する装備移転航空機管理番号をいう。第2節第1において同じ。）を表示しなければならない。</p> <p data-bbox="831 1021 1023 1057">第2 乗組員 製造者は、装備移転航空機を出発させる場合には、当該装備移転航空機の型式、運航の目的等に応じて、必要な技能を有する航空従事者（<u>第4章第1項の技能基準に適合する者に限る。以下この章において同じ。</u>）を必要な人数乗り組ませなければならない。</p> <p data-bbox="831 1070 1378 1727">第3 飛行計画 機長は、自衛隊の飛行場から飛行する場合において航空法第97条第1項又は第2項の規定により国土交通大臣に飛行計画を通報するときは、これを<u>当該飛行場の管理者</u>にも通報しなければならない。</p>

(略)

## 第6 燃料

機長は、装備移転航空機に、少なくとも次に掲げる量の燃料を携行しなければ、飛行してはならない。

(1) 有視界飛行方式により飛行しようとする場合には、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量及び当該量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で2時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）を合算した量

(2) 計器飛行方式により飛行しようとする場合には、次のア及びイに掲げる燃料の量を合算した量

ア 着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量と当該着陸予定地から代替飛行場に飛行するに要する燃料の量を合算した燃料の量

イ アの燃料の量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間（ターボジェット発動機及びターボファン発動機を主な動力とする固定翼航空機ではない装備移転航空機についてその着陸予定地又はその代替飛行場が公共の用に供する飛行場であるときは45分間）飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で2時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）

(3) (略)

## 第7 飛行場管理者の指示

機長は、自衛隊の飛行場を使用する場合においては、当該飛行場を管理するために管理者が発する指示及び当該飛行場について定められた運航上の基

(略)

## 第6

機長は、装備移転航空機に、少なくとも次に掲げる量の燃料を携行しなければ、飛行してはならない。

(1) 有視界飛行方式により飛行しようとする場合には、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量及び当該量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で2時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）を合算した量

(2) 計器飛行方式により飛行しようとする場合には、次のイ及びロに掲げる燃料の量を合算した量

イ 着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量と当該着陸予定地から代替飛行場に飛行するに要する燃料の量を合算した燃料の量

ロ イの燃料の量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間（ターボジェット発動機及びターボファン発動機を主な動力とする固定翼航空機ではない装備移転航空機についてその着陸予定地又はその代替飛行場が公共の用に供する飛行場であるときは45分間）飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で2時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）

(3) (略)

## 第7 飛行場管理者の指示

機長は、自衛隊の飛行場を使用する場合においては、当該飛行場の管理者が飛行場を管理するために発する指示及び当該飛行場について定められた運

準に従うものとする。

(略)

#### 第10 滑空機のえい航

装備移転航空機が滑空機をえい航しようとする場合には、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 単座機ではない装備移転航空機については、専任の又は兼任の連絡員を乗り組ませること。

(2) えい航を行う前に、次に掲げる事項について打合せをすること。

ア 合図及びその意味

イ 出発及びえい航の方法

ウ えい航索の離脱の時期、場所及び方法

エ その他必要な事項

(3) (略)

(略)

#### 第14 離着陸の場所

製造者は、装備移転航空機が、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては航空法施行規則

(昭和27年運輸省令第56号)で定める場所において、離陸し、又は着陸しようとする場合には、自衛隊法施行規則第87条の5の規定による離着陸の許可を得なければならない。

(略)

#### 第17 目的地以外の飛行場等に到着した場合

機長は、飛行の目的地以外の飛行場又はその他の場所に到着し、又は不時着した場合には、直ちに、航空交通管制機関、製造者、飛行の目的地である飛行場の管理者等にその旨を通報し、又は報告しなければならない。

(略)

航上の基準に従うものとする。

(略)

#### 第10 滑空機のえい航

装備移転航空機が滑空機をえい航しようとする場合には、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 単座機ではない装備移転航空機については、専任の又は兼任の連絡員を乗り組ませること。

(2) えい航を行う前に、次に掲げる事項について打合せをすること。

イ 合図及びその意味

ロ 出発及びえい航の方法

ハ えい航索の離脱の時期、場所及び方法

ニ その他必要な事項

(3) (略)

(略)

#### 第14 離着陸の場所

製造者は、装備移転航空機が、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては航空法施行規則

(昭和27年運輸省令第56号)で定める場所において、離陸し、又は着陸しようとする場合には、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第87条の5に規定する離着陸の許可を得なければならない。

(略)

#### 第17 目的地以外の飛行場等に到着した場合

機長は、飛行の目的地以外の飛行場又はその他の場所に到着し、又は不時着した場合には、直ちに、航空交通管制機関、製造者、飛行の目的地である飛行場の管理者等にその旨を通報し、又は報告しなければならない。

(略)

第2-1 計器気象状態における飛行  
装備移転航空機は、計器気象状態の場合又は計器気象状態が予想される場合においては、第4章第2項の基準に適合する航空従事者が乗り組まなければ飛行してはならない。

第2-2 計器気象状態における着陸  
計器気象状態において着陸しようとする場合においては、第4章第2項の基準に適合する航空従事者は、その基準において有効とされた方法により着陸するものとする。

第2-3 旋回の禁止  
装備移転航空機は、離陸して飛行場の境界を過ぎ、かつ、安全な高度に達するまでは旋回してはならない。ただし、安全上やむを得ない場合及び航空交通管制機関（航空交通管制機関がない場合は、飛行場の管理者）の許可を得た場合は、この限りでない。

(略)

第2節 装備移転無人航空機の運航基準

(略)

第3 自衛隊の施設管理の基準の遵守  
製造者は、装備移転無人航空機の飛行を自衛隊の施設内で行う場合には、当該施設内の飛行場を管理するために管理者が発する指示及び当該飛行場について定められた運航上の基準その他当該施設を管理するために定められた基準に従わなければならない。

第4 飛行の禁止空域

第2-1 計器気象状態における飛行  
装備移転航空機は、計器気象状態の場合又は計器気象状態が予想される場合においては、計器飛行証明（航空法第34条第1項の計器飛行証明又は航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第7条に規定する計器飛行証明をいう。第2-2において同じ。）を有する航空従事者が乗り組まなければ飛行してはならない。

第2-2 計器気象状態における着陸  
計器気象状態において着陸しようとする場合においては、計器飛行証明を有する航空従事者は、その計器飛行証明において有効とされた方法により着陸するものとする。

第2-3 旋回の禁止  
装備移転航空機は、離陸して飛行場の境界を過ぎ、かつ、安全な高度に達するまでは旋回してはならない。ただし、安全上やむを得ない場合及び航空交通管制機関（航空交通管制機関がない場合は、飛行場管理者）の許可を得た場合は、この限りでない。

(略)

第2節 装備移転無人航空機の運航基準

(略)

第3 自衛隊の施設管理の基準の遵守  
製造者は、装備移転無人航空機の飛行を自衛隊の施設内で行う場合には、飛行場を管理するために発する指示及び飛行場について定められた運航上の基準その他当該施設を管理するために定められた基準に従わなければならない。

第4 飛行の禁止空域

(略)

3 この節の第4第1項の規定にかかわらず、製造者は、次の各号に掲げる空域（自衛隊の施設内等の上空を含む。）の飛行を行うときは、それぞれ当該各号に定める者と調整し、航空法施行規則第236条の74に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

(1) 航空法施行規則第236条の71第1項第1号から第3号までの空域 当該空域を管轄する航空交通管制機関及び飛行に係る進入表面等を管理する飛行場の管理者

(略)

第6 第三者が立ち入った場合の措置  
装備移転無人航空機を飛行させる者は、この節の第4第1項各号に掲げる空域における飛行又はこの節の第5第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（いずれも自衛隊の施設内等以外の上空における飛行に限る。以下「特定飛行」という。）を行う場合において当該特定飛行中の装備移転無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該装備移転無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特定飛行が、地上及び水上の人の安全が損なわれるおそれがないものである場合においては、この限りでない。

(略)

第8 飛行日誌

(略)

3 この節の第3第1項の規定にかかわらず、製造者は、次の各号に掲げる空域（自衛隊の施設内等の上空を含む。）の飛行を行うときは、それぞれ当該各号に定める者と調整し、航空法施行規則第236条の74に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

(1) 航空法施行規則第236条の71第1項第1号から第3号までの空域 当該空域を管轄する航空交通管制機関及び飛行に係る進入表面等を管理する飛行場の設置管理者

(略)

第6 第三者が立ち入った場合の措置  
装備移転無人航空機を飛行させる者は、この節の第3第1項各号に掲げる空域における飛行又はこの節の第4第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（いずれも自衛隊の施設内等以外の上空における飛行に限る。以下「特定飛行」という。）を行う場合において当該特定飛行中の装備移転無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該装備移転無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特定飛行が、地上及び水上の人の安全が損なわれるおそれがないものである場合においては、この限りでない。

(略)

第8 飛行日誌

製造者は、装備移転無人航空機の特  
定飛行を行う場合には、次に掲げる  
内容を記載した飛行日誌を備えなけ  
ればならない。

(1) 装備移転無人航空機の型式、製  
造者及び製造番号

(2) 装備移転無人航空機の飛行に関  
する次の記録

ア 飛行年月日

イ 飛行させた者の氏名及び無人  
航空機操縦者技能証明書番号（航空法  
第132条の41に規定する無人航空  
機操縦者技能証明書の交付を受けてい  
る場合に限る。）

ウ 飛行の目的及び経路

エ 離陸及び着陸の場所及び時刻

オ 飛行させた飛行禁止空域及び  
飛行の方法

カ 製造後の総飛行時間

キ 飛行の安全に影響のあった事  
項の有無及びその内容

(略)

#### 第4章 技能基準

1 装備移転航空機（航空法第2条第  
1項に規定する航空機に限る。次項に  
おいて同じ。）の運航に従事する者  
は、当該装備移転航空機について実施  
する航空業務に必要とされる航空法第  
22条に規定する航空従事者技能証明  
又は航空従事者技能証明及び計器飛行  
証明に関する訓令（昭和30年防衛庁  
訓令第21号）第3条に規定する航空  
従事者技能証明を有する者であるこ  
と。

2 航空法第34条第1項に規定する  
計器飛行等による装備移転航空機の飛  
行を行う者は、同項に規定する計器飛  
行証明を有する者又は航空従事者技能

製造者は、装備移転無人航空機の特  
定飛行を行う場合には、次に掲げる内  
容を記載した飛行日誌を備えなければ  
ならない。

(1) 装備移転無人航空機の型式、製  
造者及び製造番号

(2) 装備移転無人航空機の飛行に関  
する次の記録

ア 飛行年月日

イ 飛行させた者の氏名及び無人  
航空機操縦者技能証明書番号（航空法  
第132条の41に規定する無人航空  
機操縦者技能証明書の公布を受けてい  
る場合に限る。）

ウ 飛行の目的及び経路

エ 離陸及び着陸の場所及び時刻

オ 飛行させた飛行禁止空域及び  
飛行の方法

カ 製造後の総飛行時間

キ 飛行の安全に影響のあった事  
項の有無及びその内容

(略)

#### 第4章 技能基準

1 装備移転航空機（航空法第2条第  
1項に規定する航空機に限る。次項に  
おいて同じ。）の運航に従事する者  
は、当該装備移転航空機について実施  
する航空業務に必要とされる航空法第  
22条に規定する航空従事者技能証明  
又は航空従事者技能証明及び計器飛行  
証明に関する訓令第3条に規定する航  
空従事者技能証明を有する者であるこ  
と。

2 航空法第34条第1項に規定する  
計器飛行等による装備移転航空機の飛  
行を行う者は、航空法第34条に規定  
する計器飛行証明を有する者又は航空

証明及び計器飛行証明に関する訓令第7条に規定する計器飛行証明を有する者であること。

従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第7条に規定する計器飛行証明を有する者であること。